

3回目の加盟国協議に諮られているISPM案

栽培用植物に関連する 培養資材の国際移動(2005-004)



培養資材とは？

Growing medium

植物の地下部が生育しているか又は生育の目的のために使われるあらゆる資材

培養資材



ミズゴケ



腐葉



ピートモス



リブミン

培養資材



つばき
油粕



樹皮



バーミキュ
ライト



ヤシガラ
ピート



これまでの経緯

- 2005年4月 IPPC総会でISPM策定を決定
- 2010年6月 専門作業部会で原案作成
- 2013年5月 基準委員会が加盟国協議案として承認
- 2013年7月 1回目加盟国協議
- 2014年5月 基準委員会が修正案を承認
- 2014年7月 2回目加盟国協議
- 2015年3月 IPPC総会(CPM10)に諮られるが不採択
- 2015年11月 基準委員会が修正、加盟国協議の実施を承認

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

- 培養資材は、有害動植物の侵入・まん延のリスクが高いため、多くの国々で輸入を規制（特に、土壌は輸入禁止）。
- しかし、栽培用植物から培養資材を完全に除くことは困難（移動時に培用資材を必要とする植物あり）。

基準策定の目的

培養資材の国際移動における検疫病害虫の侵入及びまん延の可能性を最小化するため、国際調和のとれた植物検疫措置に関するガイドラインを提供

本基準の概要

- 培養資材の病害虫リスク評価を実施するための指針を提供。
- さらに、培養資材の病害虫リスク管理措置を解説。

本基準に関する基本情報

基準案の構成

- 1 有害動植物リスクアナリシス
- 2 栽培用植物に関連する培養資材の有害動植物のリスクに影響する要素
- 3 有害動植物のリスク管理の選択肢
 - (1) 検疫有害動植物に汚染されていない培養資材
 - (2) 処理
 - (3) 検査、サンプリング及び検定
 - (4) 輸入後の検疫
 - (5) 禁止



本基準に関する基本情報

基準案の構成

- ・付属書1 関係する有害動植物リスクの低い順に示した培養資材の構成要素
- ・付属書2 栽培用植物に関連する培養資材の有害動植物のリスクを効果的に管理する培養資材と措置の例
- ・付録1 栽培用植物に一般的に関連する培養資材と国際貿易における栽培用植物の例

CPM10で提出されたフォーマルオブジェクション
【ウルグアイ意見(南米各国同意)】

- 培養資材ではなく、栽培用植物に対する措置に重点を置いている
- 輸入後の検疫の記述に問題(輸入後の検疫はリスク管理措置の一つであり、荷口が輸入要件に適合しているかどうかを検証するための手段ではない)

栽培用植物及び輸入後の検疫に関する記述を修正

前回協議以降の主な変更点

変更箇所	変更内容
リスク管理措置の選択肢	<ul style="list-style-type: none">• 培養資材の病害虫リスクが適切に管理されることを確保するため、例えば、栽培用植物に適用されるシステムズアプローチの一部として、次に掲げる措置を単独でもしくは組み合わせて利用することができる。
検疫有害動植物に汚染されていない培養資材	<ul style="list-style-type: none">• 「栽培用植物の生産は検疫有害動植物に汚染されていない培養資材から開始されること」を削除• 「病害虫に汚染されていない培養資材に植え付けられる栽培用植物は、植え付け前に処理が必要となる場合がある」を削除
輸入後の検疫	<ul style="list-style-type: none">• 培養資材から容易に検出ができない検疫有害動植物を対象するなど、ある特定の状況の下で、輸入国の植物防疫機関は、培養資材に関連する栽培用植物に対し、輸入要件に適合していることを証明するため又は荷口のリリース前に植物検疫措置を適用するため、輸入後の検疫を求めることができる。